

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日か、
当たるときの翌日)

目次

◇告 示

教育職員の免許状の授与

健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録

国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの

飼料の分析検査の概要

新たに行なおうとする土地改良事業の認可

計量器定期検査の実施

土地の立入り

◇人委規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇公 告

甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百十八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一

項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
高等学校教諭 二級普通免許状	昭四三高二普第一号	角田 新作	鳥取県
"	第二号	渡 楢 由 章	"
中学校教諭 一級普通免許状	昭四三中一普第一号	角田 新作	"
"	第二号	渡 楢 由 章	"
幼稚園教諭 一級普通免許状	昭四三幼一普第一号	竹内 八重子	"
"	第二号	権田 加奈子	"

鳥取県告示第三百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水 義雄	鳥取市元町二四七	鳥医 一三〇六	昭和四十三年四月二日
明石 喬雄	西伯郡名和町御来屋 九七四	鳥南 二七三	四日

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
高 桂子	鳥取市 吉方二区六一九	鳥薬 一八三	昭和四十三年四月八日
山本 宏	日野郡 日南町生山	鳥薬 一八四	九日
西村 興亜	鳥根県 安来市安来町内浜	鳥医 一三〇八	"
福田 佳弘	東伯郡 三朝町大字山田	鳥医 一三〇九	十日
谷田 秀	"	鳥医 一三一〇	"
福間 範之	"	鳥薬 一八五	"
徳田 紀子	鳥取市 行徳一三八	鳥薬 一八六	"

鳥取県告示第三百二十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

タムラ 病院	鳥取市瓦町九	昭和四十三年四月一日
山本外科 医院	" 東品治町一八	"
中本内科 医院	東伯郡東伯町大字八橋 一、七四〇	"
菊川 病 院	境港市上道町一、八九四	"

鳥取県告示第三百二十二号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十三年一月及び二月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	登 録 号 番	検 査 結 果		検 査 結 果		収 去 年 月 日 特 記 すべき 事 項
		粗たん白質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	
姫路市飾磨区細江字浜万才1288 豊橋飼料株式会社 姫路工場	3,355	16.0 20.2	2.0 3.6	6.5 3.9	9.0 5.4	昭和43年1月12日 境港市小篠津町 中浜農業協同組合倉庫
マルト幼豚育成用配合飼料とろん	5,499	13.5 14.2	1.5 3.1	7.5 4.0	10.0 5.4	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は、「以上」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は、「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表 示 区 分	検 査 結 果		収 去 年 月 日 特 記 すべき 事 項
		粗たん白質	粗灰分	
境港市渡町 1168 番地 美保飼料製造所 飼料用魚粉	表	40.0 44.8	35.0 29.0	昭和43年1月12日
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先				昭和43年2月15日

日清製粉株式会社神戸飼料工場 乳牛用完全配合飼料大山号	表	19.8	10.0 8.6	米子市加茂町2丁目40番地 鳥取県酪農農業協同組合連合会
濃厚混合糠	表	12.0	10.0 7.6	
和歌山県伊都郡かつらぎ町 築野食品工業株式会社 特撰麦糠 仕上		11.8	5.6	昭和43年2月15日 米子市加茂町2丁目40番地 鳥取県酪農農業協同組合連合会
玉野市築港5963 加藤製油所株式会社 脱 脂 大 豆		43.7	5.8	昭和43年2月15日 米子市加茂町2丁目40番地 鳥取県酪農農業協同組合連合会

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは、法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を示し、空白は、それら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は、表示成分量を示し、「粗たん白質」の欄は、「以上」を示し、「粗繊維」の欄は、「以下」を示し、下段は、分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第三二五二十三号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十三年四月二十二日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三二五二十四号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、日野郡の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査区域	検査場所	検査時刻
五月二十七日	日野郡日南町	日南町公民館大宮支館	午前十時から 午後三時まで
二十八日	"	"	"
二十九日	"	山上支館	"
三十日	"	多里支館	午前十時から 正午 まで
"	"	矢戸支館	午後一時から 午後三時まで
"	"	福栄支館	午前十時から 正午 まで
三十一日	"	"	"
六月三日	日南町役場	日南町公民館石見支館	午後一時から 午後三時まで
四日	日野町	黒坂公民館	"
五日	"	根雨小学校	"
六日	江府町	江尾家畜市場	"
七日	"	"	"
十日	溝口町	溝口町公民館二部支所	午前十時から 午後二時まで
十一日	"	溝口町公民館	午前十時から 午後三時まで

鳥取県告示第三百二十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第七十二条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを行なうので、同法同条第二項ただし書の規定により告示する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 事業の名称 鳥取都市計画鳥取駅前土地区画整理事業
- 二 施行者 鳥取県
- 三 立入りの目的 土地区画整理事業施行に係る基礎調査(家屋調査)のため
- 四 立ち入るうとする土地の区域 鳥取市栄町の一部及び今町二丁目の一部
- 五 立ち入るうとする期間 昭和三十三年四月三十日から昭和三十三年九月三十日まで

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月二十六日

鳥取県人事委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員

第44の頁を第42の頁とし、第45の頁から48の頁までを二頁として繰り上げる。

規 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年4月26日

鳥取県知事 石 渡 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

- 甲種火薬類取扱保安責任者試験
- 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記試験

火薬類の取締りに関する法令

一般火薬学

イ 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和43年6月9日（日曜日）

午前9時30分から正午まで

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）別表第15の様式によること。

(2) 履歴書

火薬類取締法施行規則別表第16の様式によること。

(3) 写 真

手札形合紙付とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

(4) 戸籍抄本

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書受付期間

昭和43年5月1日から昭和43年5月20日まで

6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。